

南部箕蚊屋広域連合介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱

平成28年3月7日 公告第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下厚生労働大臣が定める様式）の指定申請書等により行うものとする。

(指定事業者の指定)

第3条 南部箕蚊屋広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、前条に規定する申請があった場合は、指定の適否を審査し、指定をすることを決定したときは当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 法施行規則第140条の63の7の規定による指定第1号事業者の指定の有効期間は、6年とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1号訪問事業と法第8条第2項に規定する訪問介護を、又は第1号通所事業と法第8条第7項に規定する通所介護（法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を含む。以下同じ。）を一体的に運営（同一法人が同一建物内において一体的に運営している場合をいう。）している指定事業者の指定期間は、当該訪問介護又は通所介護の指定の有効期間とすることができる。

(指定の拒否)

第4条 前条第1項に規定する指定事業者の指定については、当該事業者を指定することにより、南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他の南部箕蚊屋広域連合における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、これを行わないことができる。

(変更の届出等)

第5条 指定の申請事項の変更の届出にあつては厚生労働大臣が定める様式の変更届出書等により、事業の廃止、休止又は再開の届出にあつては、厚生労働大臣が定める様式の廃止・休止・再開届出書等により、それぞれ行うものとする。

(指定の更新)

第6条 法第115条の45の6第1項の規定による申請は、厚生労働大臣が定める様式の指定更新申請書等により行うものとする。

(指定の取り消し等)

第7条 法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部もしくは一部の効力を停止する場合は、南部箕蚊屋広域連合介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者取消・停止通知書（様式第1号）により行うものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第8条 広域連合長は、第3条及び第5条から前条までの規定による指定又は届出の受理（以下この

条において「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち次に掲げる事項を公表するとともに、鳥取県、鳥取県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日若しくは許可(これらの更新又は変更を含む。)、承認、廃止、休止、再開又は指定の辞退の年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他広域連合長が適当と認める事項

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則 (平成28年3月7日公告第5号)

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 広域連合長は、この要綱の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な準備を行うことができる。

附 則 (平成29年7月7日告示第11号)

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行日の前日までに、改正前の南部箕蚊屋広域連合介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱第3条第1項の規定により指定を受けた者の指定の有効期間は、なお従前の例による。

附 則 (平成30年10月1日告示第29号)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示14号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年11月1日告示39号)

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則 (令和7年10月1日告示25号)

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

様

南部箕蚊屋広域連合長

南部箕蚊屋広域連合介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業者取消・停止通知書

次のとおり介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定を（取消・停止）しましたので、通知します。

指定事業者の名称	
代表者の氏名	
事業所の名称	
事業所の所在地	
サービスの種類	
取消（停止）の理由	
取消（停止）の日	
停止の期間 （停止の場合のみ）	

- （教示）
- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、南部箕蚊屋広域連合長に対して審査請求をすることができます。
 - 2 また、処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、南部箕蚊屋広域連合（訴訟において南部箕蚊屋広域連合を代表する者は、南部箕蚊屋広域連合長です。）を被告として提起することができます。なお、処分があったことを知った翌日から起算して 3 ヶ月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起することができます。